

身体的拘束最小化のための指針

1. 身体的拘束最小化に関する基本的な考え方

身体的拘束は、患者さんの自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むものである。当院では、患者さんの尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが拘束による身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、緊急・やむを得ない場合を除き身体拘束をしない診療・看護の提供に努めることとする。

2. 身体的拘束最小化のための体制

身体的拘束最小化のために、身体的拘束最小化チームを設置する。

1) チームの構成

医師・看護師（師長及び病棟看護師）・その他院長が必要と認めた者

2) チームの役割

- ・身体的拘束の実施状況を把握し、管理者を含む職員に定期的に周知徹底する。
- ・身体的拘束実施事例の最小化に向けた医療・ケアを検討する。
- ・定期的に本指針・マニュアルを見直し、職員へ周知し活用する。
- ・入院患者に関わる職員を対象として、身体的拘束最小化のための研修を企画・実施する。

3. 身体的拘束廃止に向けての基本方針

1) 身体的拘束の定義

医療サービスの提供にあたって、患者さんまたは他の患者さんなどの生命または身体を保護するため、緊急、やむを得ず患者さんの身体を拘束しその行動を抑制する行為とする。この指針で身体的拘束の具体的行為にあたるものとする行為を下に示す。

- ・徘徊しないように、車いすや椅子・ベッドに体幹や四肢をしぼる。
- ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢をしぼる。
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をしぼる。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ・車いすや椅子からずり落ちたり立ち上がったりにしないように、車いすベルトをつける。
- ・脱衣やオムツ外しを制限する為に、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ・行動を落ち着かせる為に、向精神薬を過剰に服用させる。

2) やむを得ず身体的拘束を行う場合

患者さんまたは他の患者さんの生命又は身体を保護するための措置として、以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、患者さん・ご家族への説明同意を得た上で例外的に必要最低限の身体的拘束を行うことがある。

- ・切迫性：患者さん又は他の患者さんの生命又は身体を危険にさらさないこと。
- ・非代替性：身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと。
- ・一時性：身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

3) 身体的拘束を行う場合の対応

緊急・やむを得ず身体的拘束を行う場合は、医師をはじめ身体的拘束最小化チームと行動制限最小化委員会が連携し、十分な観察を行うとともに経過記録を行い、できるだけ早期に拘束を解除するように努力する。具体的に次の手順に従って実施

- 1 記録、集計、分析、評価を専用の様式を用いて、その態様及び時間・日々の心身の状態等の観察を記録する。
- 2 患者さんやご家族に対しての説明を行う。
 - ① 身体的拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・改善に向けた取り組み方法を説明し、十分な理解が得られるように努める。
 - ② 拘束を必要とする場合については、事前にご家族に患者さんの状態等を説明する。
 - ③ 身体的拘束要件に該当しなくなった場合には、速やかに拘束を解除するとともにご家族に報告する。

3 カンファレンスの実施

身体的拘束を実施した場合は、解除に向けた検討（カンファレンス）を1日に1度は行う。

- ① 複数のスタッフが参加し、(1)切迫性 (2)非代替性 (3)一時性の3要件の全てを満たしているかどうかについて確認を行う。
- ② 当院他診療科医師と情報共有して連携を行い、必要時に診察を依頼する。
- ③ 拘束による患者さんの心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、身体的拘束を行う場合の、拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等について検討する。
- ④ 早期の拘束解除に向けた取り組みを検討する。

4) その他の日常ケアにおける基本方針

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- ・患者さん主体の行動、尊厳を尊重する。
- ・言葉や応対などで、患者さんの精神的な自由を妨げないよう努める。
- ・患者さんの思いをくみとり、患者さんの意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で丁寧な対応に努める。
- ・身体拘束を誘発する原因の特定と除去に努める。

4. 身体的拘束最小化のための研修

医療・ケアに携わる職員に対して、身体的拘束最小化のための研修を実施する。

- ・定期的な教育研修を（年2回以上）実施する。

・その他、必要な教育・研修の実施およびその記録

5. この指針の閲覧について

当院での身体的拘束最小化のための指針は当院マニュアルに綴り、職員が閲覧可能とするほか、入院患者さん、ご家族の求めに応じて施設内にて閲覧できるようにすると共に、当院のホームページへ掲載する。

この指針は令和6年11月1日より施行する。